

社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会広告掲載要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人坂祝町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の新たな自主財源を確保し、地域福祉の向上及び活力ある地域社会の実現を図るため、本会が発行する広報誌『さかほぎ社協だより』（以下「広報」という。）を活用し、有料で広告を掲載することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(掲載広告の基準)

第2条 本会は、次のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又は反するおそれのあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- (3) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人の宣伝に関するもの
- (5) 第三者を誹謗、中傷又は排斥するおそれのあるもの
- (6) 第三者の著作権、財産権、プライバシー権等を侵害するおそれのあるもの
- (7) 当該広告事業の内容を、本会が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのあるもの
- (8) その他、広告として適当でないと本会会長が認めるもの

(広告掲載の順序)

第3条 掲載する広告の種類及び順序は、次のとおりとする。

- (1) 本会の一般会員、施設会員、団体会員又は賛助会員
- (2) 国、地方公共団体、独立行政法人、公社、公団、公益法人及びこれらに準ずるもの
- (3) 町内に事業所等を有する民間企業の広告
- (4) 町外に事業所等を有する民間企業の広告
- (5) その他、本会長が適当と認めるもの

(広告の規格等)

第4条 広告の規格等については、別表に定めるとおりとする。

(広告掲載の募集)

第5条 広告の募集は、本会が発行する広報誌及びホームページ等で行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（様式第1号）に、会社等の概要が分かる資料、広告掲載にかかる内容、デザイン等が分かる書類を添えて、本会に申し込むものとする。

(広告の選定)

第7条 本会長は、第6条に基づき広告掲載の申込みがあった場合は、掲載の可否を決定し、その結果を申込者に通知(様式第2号)する。

(広告原稿の作成及び提出期限)

第8条 広告掲載の決定を受けた申込者(以下「広告主」という。)は、作成した広告原稿を本会へ提出するものとする。

2 提出期限は、別表に定めるとおりとする。

(広告掲載料)

第9条 広告掲載料は、別表に定めるとおりとする。

2 広告主は、前項に定める広告掲載料を本会会長が指定する期日までに一括納付するものとする。ただし、本会長が特別の理由があると認めた場合は、この限りではない。

(広告掲載期間)

第10条 広告掲載期間は次のとおりとする。

(1) 広報誌 1号を単位とする。

(広告主の責務)

第11条 広告主は、広告内容に関しすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理、第三者に不利益を与える行為やその他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告内容の修正)

第12条 本会長は、広告の内容等が各種法令又は当該要領等に違反している、もしくはおそれがある、もしくは誤りがあると判断したときは、広告主に修正を求めることができる。

(広告掲載の取り消し)

第13条 本会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 第2条の規定に反すると認めたとき

(2) 第12条の規定による広告内容の修正が行われなかったとき

(3) 広告主が期日までに広告料を納入しなかったとき

(4) その他、会長が必要と認めたとき

(広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は、自己都合により広告の掲載を取り下げることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、本会へ申し出ることとする。
取り下げ日は本会との協議のうえ決定する。

(広告掲載料の還付)

第15条 本会は、第13条により広告の掲載料を還付しない。ただし、広告主の責めに帰することができない事由による場合は、この限りではない。

2 本会が広告作成発注後、広告主が第14条により掲載を取り下げるときは、広告主は広告掲載料を本会に納入しなくてはならない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

1 この要領は令和4年7月1日より施行する。

(別表)

【広告規格】

枠数	1 枠	2 枠併合
大きさ	縦 5.0 c m × 横 8.5 c m	縦 5.0 c m × 横 18.0 c m
色	2 色 (色の指定不可)	
掲載位置	中ページ下部で会長が指定する場所	

※提出原稿は、原則として電子データによるものとする。

【広告掲載料】

事業所区分	1 枠	2 枠併合
一般	1 号につき 3,750 円	1 号につき 7,500 円
賛助会員	1 号につき 2,500 円	1 号につき 5,000 円

※上記料金は税込み価格とする。

【広告原稿の提出期限】

発行日の 2 か月前 (※提出期限が日曜日の場合は、前営業日とする)	
備 考	<年間の発行日> 6 月 1 5 日、9 月 1 5 日、1 2 月 1 5 日、3 月 1 5 日